

第14 火災通報装置

I 技術基準

1 用語の定義

この基準に用いる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 火災通報装置とは、火災が発生した場合において、手動起動装置を操作することにより電話回線を使用して消防機関を呼び出し、蓄積音声情報により通報するとともに、通話を行うことができる装置をいう。
- (2) 手動起動装置とは、火災通報装置専用である押しボタン、遠隔起動装置等をいう。
- (3) 蓄積音声情報とは、あらかじめ音声で記憶させている火災通報に関する情報をいう。
- (4) 通報信号音とは、火災通報装置からの通報であることを示す信号音をいう。
- (5) 試験装置とは、局線を捕捉しない状態で火災通報装置の試験を行うための「消防機関の119番受信装置に代わる試験を行うための装置」をいう。
- (6) NTTアナログ回線とは、NTT東日本のアナログ方式の電話回線をいう。
- (7) ISDN回線とは、NTT東日本のISDN回線をいう。なお、ISDN回線は、1回線に2以上の信号チャンネルを有し、同時に2以上の端末機器を使用することができる。
- (8) NTTアナログ回線等とは、NTT東日本のアナログ回線又はISDN回線をいう。
- (9) IP電話とは、IP（インターネットプロトコル）ネットワーク技術を利用して提供する音声電話サービス等に係る電話回線をいう。
- (10) 直収電話とは、NTT以外の電気通信事業者による固定電話（IP電話を除く。）をいう。
- (11) IP電話回線等とは、NTTアナログ回線又はNTTのISDN回線以外のインターネットプロトコル電話等の電話回線をいう。
- (12) ダイヤル方式とは、端末機器から選択信号を送出する方式をいう。電話回線には使用できるダイヤル方式により、ダイヤル回線10パルス、ダイヤル回線20パルス、プッシュ回線がある。
- (13) ターミナルアダプター（以下「TA」という。）とは、アナログ端末機器をISDN回線に接続するための信号変換装置をいい、火災通報優先接続型TA以外のTAをいう。
- (14) 火災通報優先接続型TAとは、火災通報装置をISDN回線に接続する際に火災通報装置が発生する信号を他の端末機器が発する信号に優先してISDN回線に接続し送出する機能を持ったものをいう。
- (15) TA等とは、TA又は火災通報優先接続型TAをいう。
- (16) DSUとは、ISDN回線におけるデジタル通信に必要な速度変換、同期等の機能を持つ回線接続装置でISDN回線の終端に接続するものをいう。
- (17) アナログ端末機器とは、火災通報装置、電話機、ファクシミリ等でアナログ信号を発する機器をいう。
- (18) デジタル端末機器とは、パソコン等でデジタル信号を発する機器をいう。
- (19) 特定火災通報装置とは、火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号）第2、1の2に規定されるスピーカー及びマイクを用いて、受話器取り上げることなく通話ができる機能（以下「ハンズフリー通話機能」という。）を有する火災通報装置をいう。
- (20) 移報用装置とは、自動火災報知設備の火災信号を他の防災機器に移報するための装置をいう。
- (21) 無線移報用装置とは、特定小規模施設用自動火災報知設備のうち受信機を設けないものにおいて、感知器からの無線信号を受けて他の防災機器に移報する装置をいう。
- (22) 連動停止スイッチ箱とは、自動火災報知設備と火災通報装置との間に接続され自動火災報知設備からの火災信号を停止する機能を有するものをいう。
- (23) 新型火災通報装置とは、火災通報装置の基準の一部を改正する件（平成28年消防庁告示第6号）による改正後の火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号）に適合する火災通報装置をいう。
- (24) 回線終端装置等とは、回線終端装置その他のIP電話回線等を使用するために必要な装置をいう。
- (25) UPSとは、無停電電源装置をいう。

2 一般事項

- (1) 政令第23条第3項に規定する「消防機関へ常時通報することができる電話」には携帯電話及び119番通報が行えない一部の固定電話（050系の電話番号を持つIP電話等）は該当しないものであること。

- (2) 省令第25条第1項に規定する歩行距離は、防火対象物の出入口から、最寄りの消防機関の受付までの距離とすること。
- (3) 火災通報装置の工事は、原則として甲種第4類の消防設備士の資格を有する者が行わなければならないが、電源部分の工事及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第71条の規定に基づく工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第3条第3号に該当する電話回線との接続工事については、この限りでない。
- (4) 着工届には、第4章第1節第1「着工届、設置計画届、設置届等の添付図書等」、別表第1－1に示す概要表又は接続電話回線が確認できる資料を添付し、火災通報装置に接続する電話回線の種別及びダイヤル方式を明らかにすること。
- (5) 自動火災報知設備の作動との連動に係る工事は、火災通報装置の改造に該当することから着工届及び設置届の届出並びに検査が必要になる。
なお、着工届の届出の際、連動に係る関係図書（配線図、仕様書、メッセージ内容、機器図等）の写しを添付するよう指導すること。
- (6) 自動火災報知設備の作動と連動する火災通報装置を設置した防火対象物は、火災予防規程第36条に基づき作成する火災通報装置設置状況一覧表の「備考」欄に「連動有」と記載すること。
- (7) 火災通報装置の設置にあたっては、別記1の内容について関係者に指導すること。
- (8) 火災通報装置の接続電話回線等が適合していない場合には、別記2の内容について関係者に指導するとともに、所要の措置を講じさせること。
- (9) 火災通報装置に接続する電話回線の種別を、NTTのアナログ回線又はNTTのISDN回線から、通話するために回線終端装置等を使用するIP電話回線等に変更する場合は、着工届及び設置届並びに検査が必要となる。
なお、通話するために回線終端装置等を使用しないIP電話回線等に変更する場合であっても、設置届の届出を求め、検査を実施すること。
- (10) 回線終端装置等のみを取替える場合は、設置届の届出を求め、検査を実施すること。

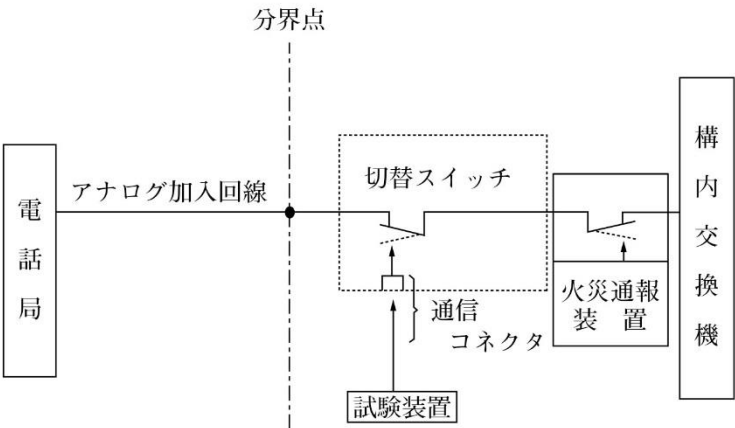
3 設置場所等

- (1) 火災通報装置は、管理室等常時人のいる場所に設置すること。
この場合、努めて自動火災報知設備の受信機または副受信機と併設すること。◆
- (2) 火災通報装置の操作部（手動起動装置、モニター部、発報表示及び非常用送受話器）と分離しているものの制御部は、管理室等の維持管理のできる場所に設けることができる。
- (3) 遠隔起動装置を設ける場合は、前(1)に準じることとし、火災通報装置を設けた場所との間で通話ができる装置を備えること。◆
- (4) 火災通報装置の手動起動装置、非常用送受話器及び遠隔起動装置には、標識等により、その旨を明示しておくこと。
- (5) 手動起動装置及び遠隔起動装置には、いたずら等により通報されることを防止するための措置を講じておくこと。
- (6) 火災通報装置の直近には専用の非常用送受話器を設置すること。
- (7) 一般用の電話機を非常用送受話器として使用するものは、専用のものとして火災通報装置の直近に設け、かつ、他の電話機等と明確に区別させること。
- (8) 火災通報装置をISDN回線に接続するためのTA等は、当該火災通報装置と同室に設けること。◆
- (9) TA等には、火災通報装置が接続されている旨の表示を見やすい位置に付すこと。◆
- (10) 火災通報装置及びTA等は、湿気、埃等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設置すること。◆
- (11) 地震等による転倒防止措置を講じること。◆

4 電話回線との接続

- (1) 火災通報装置は、NTTアナログ回線等又はIP電話回線等に接続すること。
- (2) NTTアナログ回線等に接続する場合、次により必要な措置を施すこと。
ア 火災通報装置又はTA等と電話回線の接続は、プラグジャック方式又はアダプタ式ジャック方式によること。
イ 火災通報装置のダイヤル方式設定を接続する電話回線のダイヤル方式と適合させること（自動でダイヤル方式を選択する火災通報装置の場合を除く。）。
ウ NTTアナログ回線との接続

(ア) 火災通報装置をN T Tアナログ回線に接続する場合は、使用頻度の最も少ない加入電話回線の構内交換機と分界点との間に第14-1図の例により接続し、構内交換機の内線側には接続しないこと。



第14-1図

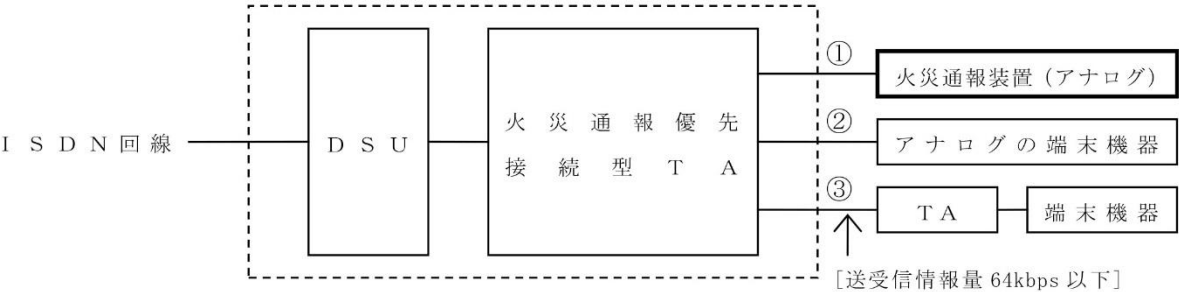
- (イ) 一のN T Tアナログ回線に2台以上の火災通報装置を接続しないこと。
(ウ) 火災通報装置を接続したN T Tアナログ回線には、自動で呼出しに応答する機器（FAX 及び留守番機能付電話等をいう。）を接続しないこと。

(3) I S D N回線との接続

火災通報装置は、次によりT A等を介してI S D N回線へ接続すること。

ア 火災通報優先接続型T Aを用いる場合（第14-2図）

- (ア) 火災通報装置は、優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子に接続すること。
(イ) 火災通報装置以外の端末機器として、パソコン等を当該T Aのデジタル端末機器用端子に接続する場合、送受信情報量は64kbps までとし、その旨を表示すること。



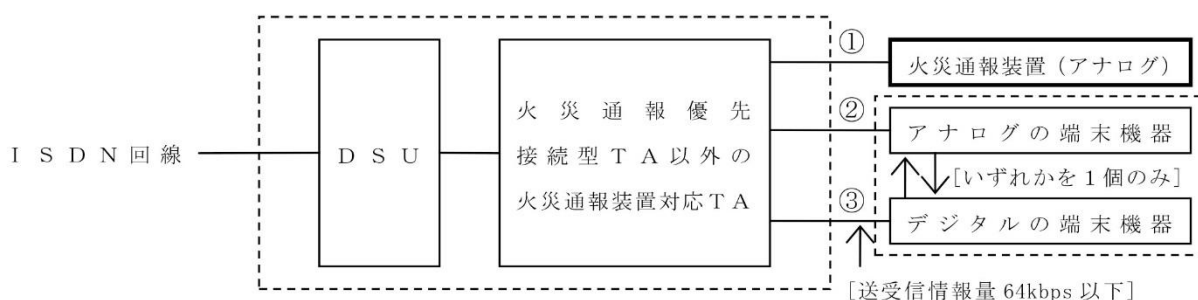
- ※1 火災通報装置は、①（優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子）に接続すること。
※2 火災通報優先接続型T A等を介して接続する場合には、②（アナログの端末機器用端子）及び③（デジタルの端末機器用端子）にそれぞれの端末機器を接続しても差し支えない。ただし、③（デジタルの端末機器用端子）に接続するデジタルの端末機器又はT Aの送受信情報量を128kbpsとすると、火災通報装置が起動してから通報までに90秒程度要することがあるので、デジタルの端末機器又はT Aを接続する場合は、その送受信情報量を64kbps以下とすること。

第14-2図 火災通報優先接続型T Aを用いた接続例

イ T Aを用いる場合（第14-3図）

- (ア) 火災通報装置は、アナログ端末機器用端子に接続すること。
(イ) I S D N回線に接続する端末機器は、火災通報装置とその他の端末機器一つまでとし、I S D N回線の一つの信号チャンネルを火災通報装置専用として確保すること。

- (7) 火災通報装置以外の端末機器として、パソコン等を当該T Aのデジタル端末機器用端子に接続する場合、送受信情報量は64kbps までとし、その旨を表示すること。



- ※1 火災通報装置は、①（アナログの端末機器用端子）に接続すること。
- ※2 火災通報装置以外の端末機器は、②（アナログの端末機器用端子）又は③（デジタルの端末機器用端子）のいずれかに1個のみ接続すること。
- ※3 デジタルの端末機器を接続する場合は、その送受信情報量を64kbps 以下とすること。
- ※4 ③（デジタルの端末機器用端子）には、他のT Aを接続しないこと。

第14－3図火災通報優先接続型T A以外のT Aを用いた接続例

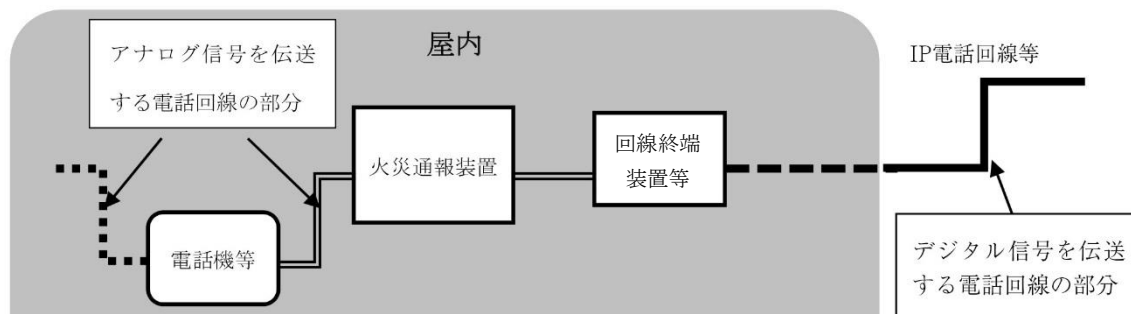
(4) IP電話回線等との接続

- ア 新型火災通報装置又は特定火災通報装置が設置されていること。
- イ 火災通報装置と電話回線との接続が次により行われ、通報が適正に、かつ、確実にできること。
- (ア) IP電話回線等のうち東京消防庁に119番通報が可能な電話回線に接続すること。
- (イ) 火災通報装置が接続される電話回線に他の電話機等の端末機器を接続する場合は、次のa又はbを参照とし、端末機器の使用中でも、火災通報装置が支障なく優先して起動するものであること。

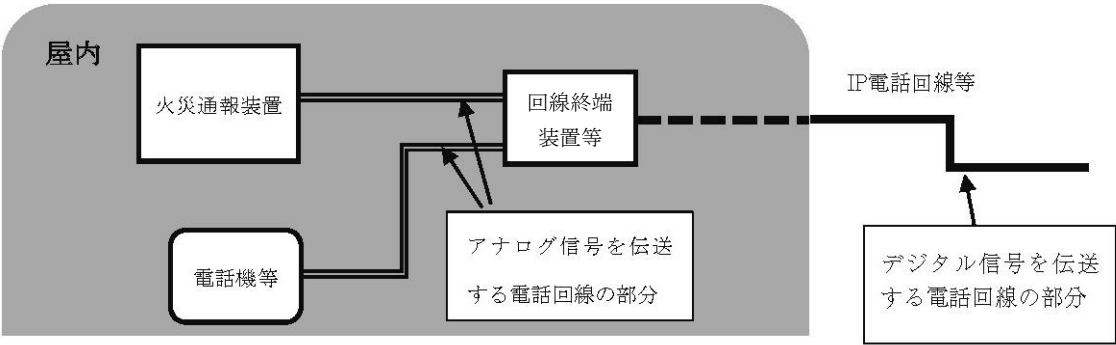
凡例

- ===== : 電話回線を適切に使用することができ、かつ、他の機器等が行う通信の影響により火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない部分
- : 電話回線を適切に使用することができない部分
- : 他の機器等が行う通信の影響により火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのある部分

- a: 屋内のIP電話回線等のうち回線終端装置等から電話機、ファクシミリ等の通信機器までのアナログ信号を伝送する電話回線の部分に、当該通信機器の影響を受けないように接続する



- b: 回線終端装置等に複数のアナログ端末機器接続用の端子があり、火災通報装置が接続されている端子以外の端子に通信機器等が接続する例

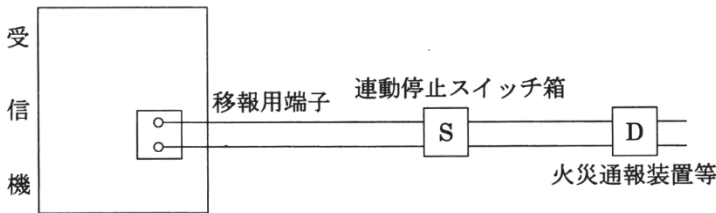


(ウ) 回線終端装置等と I P 電話回線等接続は、プラグジャック方式又はアダプタ式ジャック方式により行うこと。

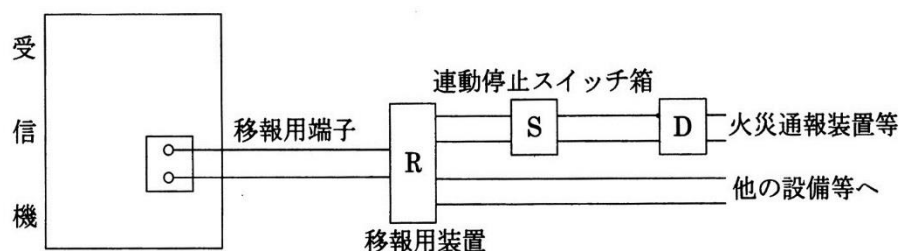
5 自動火災報知設備と火災通報装置との接続

- (1) 起動方法
火災通報装置の起動は、感知器からの火災信号のほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動して起動すること。
- (2) 自動火災報知設備と火災通報装置の接続方法
自動火災報知設備と火災通報装置は次により接続すること。
- ア 移報用装置、無線移報用装置及び連動停止スイッチ箱（以下「移報用装置等」という。）は、受信機の直近で点検が容易な位置に設けること。◆
- イ 移報用装置等を接続することにより、自動火災報知設備の機能に支障をきたさないこと。
- ウ 移報用装置等の電源は、停電時に出力できる端子から供給されるものであること。ただし、特定小規模施設用自動火災報知設備のうち受信機を設けないものは、火災通報装置又は電池から供給することができる。
- エ 移報用装置等の電源を受信機又は火災通報装置から供給する場合は、停電時、自動火災報知設備又は火災通報装置の作動に支障のない容量を有していること。
- オ 移報用装置等を接続する配線は、第4章第2節第11「自動火災報知設備」、Ⅰ「技術基準」、9、第11～11表に示す屋内配線に準じたものであること。◆
- カ 受信機に移報用装置、連動停止スイッチ箱を接続する場合は、移報用端子等の仕様を確認したうえで接続すること。
- キ 受信機の移報用端子又は移報用装置に移報を停止するスイッチ及び移報が停止中であることを明示する表示灯が設けられている場合は、連動停止スイッチ箱を設置しないことができる。ただし、この場合において、当該スイッチを用いて連動を停止する際には、火災通報装置をはじめ、それに接続されている設備等のすべての連動が停止することとなるので留意すること。◆
- ク 受信機と移報用端子等の接続方法等は、次の(ア)から(オ)のいずれかによること。
- (ア) 受信機に移報用端子が設けられていて、使用されていない場合

注1 移報用端子には「火災通報装置等用」である旨を表示すること。



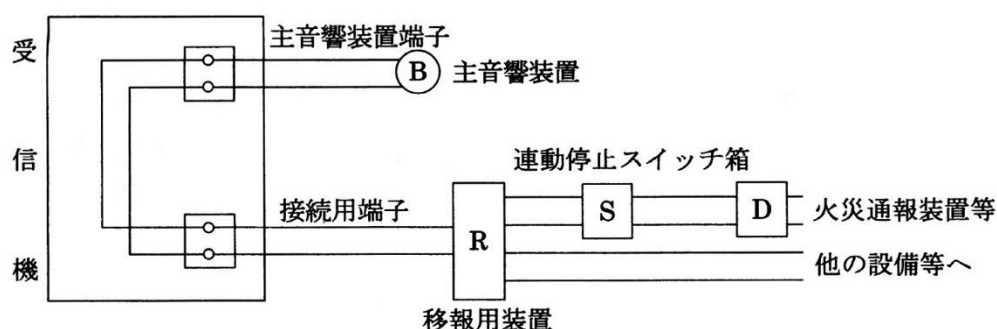
(イ) 受信機に移報用端子が設けられていて、すでに他の設備等に使用されている場合



注1 移報用装置は、多回線のものを使用し、受信機の移報用端子にすでに接続されていた設備等を接続替えること。

注2 移報用装置の当該端子には「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。

(ウ) 受信機の主音響装置端子から接続用端子を介して移報用装置が接続されていて、すでに他の設備等に使用されている場合



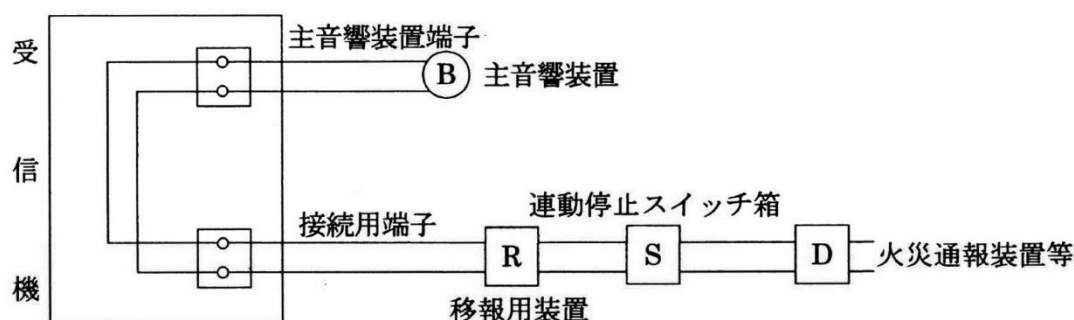
注1 移報用装置は、多回線のものを使用し、受信機の移報用端子にすでに接続されていた設備等を接続替えること。

注2 移報用装置の当該端子には「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。

注3 主音響装置停止スイッチには、「移報連動用」である旨の表示をすること。

注4 接続用端子が設けられていない場合は、丸型圧着端子等により容易に配線が外れない措置を講じ、主音響装置に接続できるものとする。

(エ) 受信機に接続端子が設けられていない場合

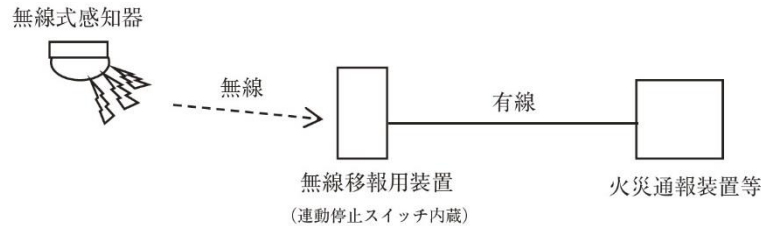


注1 新たに接続端子を設け、当該接続用端子及び移報用装置には「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。

注2 主音響装置停止スイッチには、「移報連動用」である旨の表示をすること。

注3 接続用端子が設けられていない場合は、丸型圧着端子等により容易に配線が外れない措置を講じ、主音響装置に接続できるものとする。

(オ) 受信機を設けない特定小規模施設用自動火災報知設備と連動する場合



注1 連動停止スイッチが内蔵されていない無線移報用装置については、連動停止スイッチ箱を別に設けること。

注2 無線移報用装置には、「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。

(3) 非火災報防止対策◆

自動火災報知設備は、次のいずれかによる非火災報防止対策を講じるよう指導すること。

- ア 蓄積式の感知器、中継器又は受信機
- イ 二信号式の受信機
- ウ 蓄積付加装置
- エ 設置場所の環境状態に適用する感知器の設置
- オ アナログ式感知器の設定表示温度等の変更

(4) 留意事項

自動火災報知設備及び火災通報装置の作動時の対応が適正に行われるよう、次の事項について防火対象物の関係者に周知すること。

- ア 自動火災報知設備及び火災通報装置の取扱いについて習熟させること。
- イ 通報訓練を実施する場合は、連動停止スイッチ箱等进行操作し、必ず非連動として、自動火災報知設備が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。
なお、通報訓練後は必ず復旧すること。
- ウ 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等必要な非火災報防止対策を講じること。
- エ 前(3)、オについては、関係者の申し出により、非火災報の発生状況等を考慮し、省令第23条第7項に掲げる範囲において、火災表示に係る設定表示温度等の変更ができること。
なお、変更内容は省令第24条の2第1号ニに規定する表示温度等設定一覧図に記録すること。
- オ 既存の防火対象物については、自動火災報知設備の改修の機会を捉えて、非火災報防止対策を講じることができるようアナログ式受信機等の設置を考慮すること。
- カ 火災通報装置が作動し、非火災が判明した場合には、別記1、3から5までの対応を講じること。

6 通報メッセージ

(1) 手動起動による場合

ア 火災通報装置の蓄積音声情報の通報内容は、次によること。

- (ア) 通報信号
- (イ) 火災である旨の固定されたメッセージ
- (ウ) 対象物整理番号（注1）
- (エ) 通報対象物所在
- (オ) 通報対象物名（注2）
- (カ) 呼び返し信号を案内するメッセージ（注3）

メッセージの例

「 <u>ピ、ピ、ピ、ピ、ピ、ピ</u>	<u>火事です。火事です。</u>	<u>丸の内〇号。</u>
(ア)	(イ)	(ウ)（注1）
<u>千代田区大手町一丁目3番5号</u>	<u>〇〇ホテル</u>	<u>わかりましたら信号を送ってください。」</u>
(エ)	(オ)（注2）	(カ)（注3）

- 注1 火災予防規程第36条に基づき作成する火災通報装置設置状況一覧表の対象物整理番号とすること。
 注2 防火対象物の建物名称とし、事業所名称としないこと。
 注3 あらかじめ録音されている内容でもよい。

イ 特定火災通報装置の蓄積音声情報の通報内容は、次によることとし、(ア)から(カ)の順に送出されるものであること。

なお、(ア)から(オ)までの通報内容については、2回繰り返して送出されること。

- (ア) 通報信号
 (イ) 火災である旨の固定されたメッセージ
 (ウ) 対象物整理番号（注1）
 (エ) 通報対象物所在
 (オ) 通報対象物名（注2）
 (カ) ハンズフリー通話に切り替わる旨のメッセージ（注3）

メッセージの例

「 <u>ピ、ピ、ピ、ピ、ピ、ピ</u>	<u>火事です。火事です。</u>	<u>丸の内〇号。</u>	<u>千代田区大手町一丁目3番5号</u>
(ア)	(イ)	(ウ)（注1）	(エ)
<u>グループホーム〇〇〇</u>	<u>ピ、ピ、ピ、ピ、ピ、ピ</u>	<u>火事です。火事です。</u>	<u>〃</u>
(オ)（注2）	(ア)	(イ)	(ウ)
<u>グループホーム〇〇〇</u>	<u>ハンズフリー通話に切り替わります。</u>		<u>〃</u>
(オ)	(カ)（注3）		(エ)

- 注1 火災予防規程第36条に基づき作成する火災通報装置設置状況一覧表の対象物整理番号とすること。
 注2 防火対象物の建物名称として、事業所名称としないこと。
 注3 あらかじめ録音されている内容でもよい。

(2) 自動火災報知設備の作動による場合

ア 火災通報装置を使用した場合

蓄積音声情報の通報内容は、次により(ア)から(カ)の順に送出されるものであること。

- (ア) 通報信号
 (イ) 自動火災報知設備が作動した旨のメッセージ
 (ウ) 対象物整理番号（注1）
 (エ) 通報対象物所在
 (オ) 通報対象物名（注2）
 (カ) 呼び返し信号を案内するメッセージ（注3）

メッセージの例

「 <u>ピン、ポーン、ピン、ポーン</u>	<u>自動火災報知設備が作動しました。</u>
(ア)	(イ)
<u>丸の内〇号。</u>	<u>千代田区大手町一丁目3番5号</u>
(ウ)（注1）	(エ)
<u>わかりましたら信号を送ってください。</u>	<u>グループホーム〇〇〇</u>
(カ)（注3）	(オ)（注2）

- 注1 火災予防規程第36条に基づき作成する火災通報装置設置状況一覧表の対象物整理番号とすること。
 注2 防火対象物の建物名称とし、事業所名称としないこと。
 注3 あらかじめ録音されている内容でもよい。

イ 特定火災通報装置

蓄積音声情報の通報内容は次により、(ア)から(カ)の順に送出されるものであること。

なお、(ア)から(カ)までの通報内容については2回繰り返して送出されること。

(ア) 通報信号

(イ) 自動火災報知設備が作動した旨のメッセージ

(ウ) 対象物整理番号（注1）

(エ) 通報対象物所在

(オ) 通報対象物名（注2）

(カ) ハンズフリー通話に切り替わる旨のメッセージ（注3）

メッセージの例

「 <u>ピン、ポーン、ピン、ポーン</u> 」	<u>自動火災報知設備が作動しました。</u>	<u>丸の内〇号。</u>	
(ア)	(イ)	(ウ)（注1）	
<u>千代田区大手町一丁目3番5号</u>	<u>グループホーム〇〇〇</u>		
(エ)	(オ)（注2）		
(ア)から(オ)までを繰り返す	<u>ハンズフリー通話に切り替わります。</u>	」	
	(カ)（注3）		

注1 火災予防規程第36条に基づき作成する火災通報装置設置状況一覧表の対象物整理番号とすること。

注2 防火対象物の建物名称とし、事業所名称としないこと。

注3 あらかじめ録音されている内容でもよい。

7 機器等の機能

(1) 火災通報装置

ア 火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号）に適合するものであること。

イ 認定品を使用すること。◆

(2) TA等◆

ア 火災通報装置の通報メッセージを正確にISDN回線に送出できるものであり、かつ、消防機関からの呼び返し等を的確に火災通報装置に伝達できることが確認されている機器を使用すること。

イ 火災通報優先接続型TAの機能は、次によること。

(ア) 火災通報優先接続型TAに接続される火災通報装置以外の端末機器を使用中に火災通報装置を起動した場合、火災通報装置の通報が優先されること。

(イ) 火災通報装置を起動した場合には、火災通報装置が起動中である旨の表示がなされていること。

(3) 無線移報用装置◆

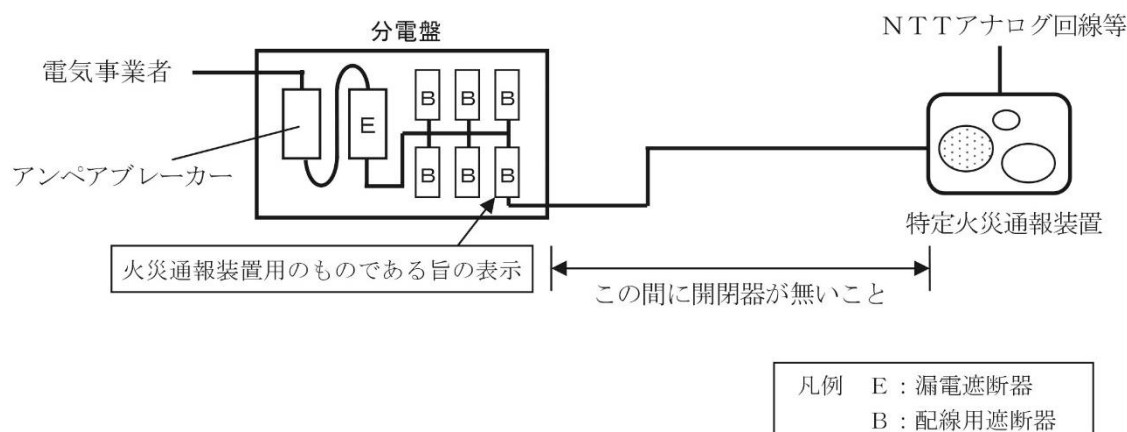
無線移報用装置は火災通報装置の附属装置として取扱うものとする。また、当該装置については、無線移報用装置の第三者機関による性能試験の実施について（平成24年11月12日24予防第705号予防部長通知）により、第三者機関の性能確認を受けたものを使用すること。

8 電源等

- (1) 火災通報装置の配線は、電気工作物に係る法令によるほか、次によること。
 - ア 遠隔起動装置から火災通報装置までの配線は、省令第12条第1項第5号の規定に準じること。◆
 - イ 端子との接続は、ゆるみ、破損等がなく確実であること。
- (2) 火災通報装置及びT A等の電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。ただし、火災通報装置とT A等の電源は、併用できる。
- (3) 電源の開閉器には、火災通報装置専用である旨の表示を付すこと。
- (4) T A等には、予備電源を備えることとし、次によること。
 - ア 予備電源は、火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号）に定める火災通報装置の予備電源に準じた容量とすること。
 - イ 予備電源は、火災通報装置の予備電源と兼用できる。この場合、火災通報装置とT A等それぞれに必要な容量の合計の容量を確保すること。
 - ウ 予備電源は、密閉型蓄電池とすること。
 - エ 密閉型蓄電池に交流・直流変換装置を付加した無停電電源装置を設ける場合は、常用電源と予備電源を兼ねることができる。
- (5) 特定火災通報装置の電源は、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとることができる。（第14-4図、第14-5図参照）

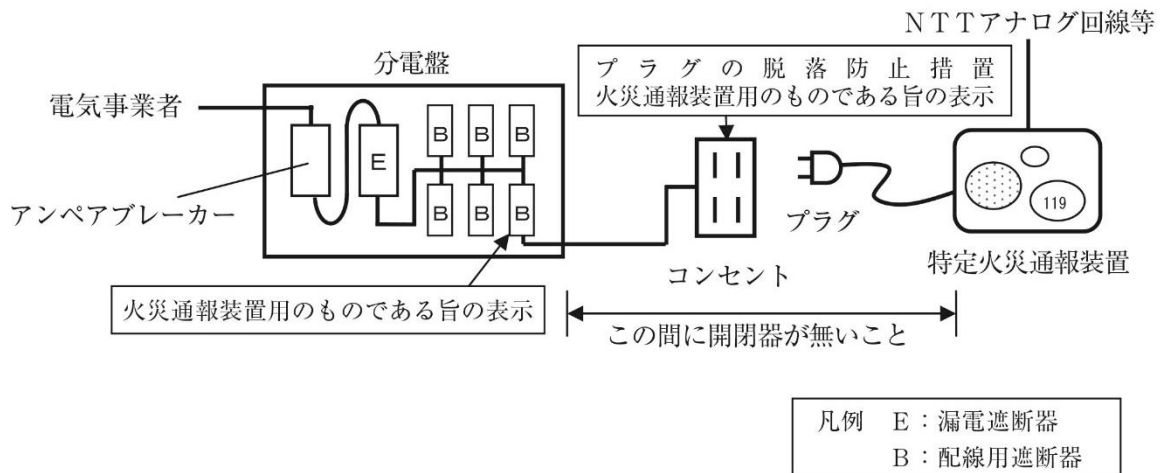
なお、電源配線中にコンセントを用いる場合は、延長コードを使用せず、特定火災通報装置の電源プラグを直接コンセントに差し込み、プラグの脱落防止の措置を講じるとともに、コンセント部分に火災通報装置用のものである旨を表示すること。◆

配線中にコンセントを用いない場合



第14-4図

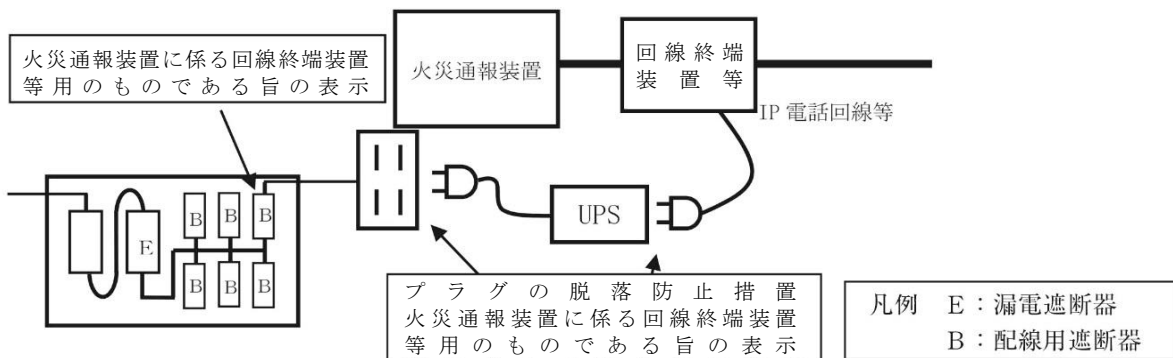
配線中にコンセントを用いる場合



第14－5図

- (6) 通話するために回線終端装置等が必要な I P 電話回線等に接続する場合、回線終端装置等の電源が次により設置されていること。
- ア 蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。
なお、電源を分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとる場合は、この限りでない。
- イ 回線終端装置等の電源部分又はコンセント部分には、火災通報装置に係る回線終端装置等用のものである旨を表示すること。(第14-6図参照)
- ウ 電源配線中にコンセントを用いる場合は、延長コードを使用せず、同路終端装置等(U P S を介して接続する場合は U P S を含む。)の電源プラグを直接コンセントに差し込み、プラグの脱落防止の措置を講じること。(第14-6図参照)

I P 電話回線等に接続する場合の設置例



第14－6図

- (7) I P 電話回線等を使用するための回線終端装置等には、待機状態を60分間継続した後、10分以上火災通報を行うことができる容量の予備電源が設けられていること。
- なお、共同住宅等においては、配線方式等(光配線方式、V D S L 方式及び L A N 配線方式)により、火災通報装置が設置された住戸等内の回線終端装置等以外に、共用部分にも回線終端装置等が設けられることがあり、この場合は、共用部分に設置された回線終端装置等にも予備電源を設置すること。

9 火災通報装置を設置しないことができる防火対象物

次のいずれかに該当する防火対象物は、政令第32条を適用し火災通報装置を設置しないことができる。

- (1) 自動火災報知設備の受信機又は副受信機（受信機を設けない場合を除く。）及び消防機関へ常時通報することのできる電話が常時人のいる場所に設置され、その電話付近に通報内容が明示されている防火対象物で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 政令別表第1(5)項イ（複合用途防火対象物の当該用途部分を含む。）のうち、宿泊室数が10以下であるもの
 - イ 政令別表第1(6)項イ(3)又は(4)（複合用途防火対象物の当該用途部分を含む。）に該当するもの
 - ウ 政令別表第1(6)項ハ（複合用途防火対象物の当該用途部分を含む。）のうち、通所施設であるもの
- (2) 前(1)以外の防火対象物（政令別表第1(6)項イ(1)及び(2)（複合用途防火対象物の当該用途部分を含む。）を除く。）で、次のすべての要件に該当するもの
 - ア 省令第12条第1項第8号に規定する防災センター等に自動火災報知設備の受信機又は副受信機及び常時消防機関へ通報することのできる電話が設置されていること。
 - イ 前アの電話の付近に通報内容が明示されていること。
 - ウ 当該防災センター等には、24時間体制で複数の勤務員が確保されていること。

10 直接通報に使用される火災通報装置の取扱いについて

- (1) 条例第61条の2及び自動通報等の承認に関する規程（平成2年9月東京消防庁告示第11号。以下「自動通報告示」という。）第2条第1号アの規定に基づき承認される通報（以下「直接通報」という。）における火災通報装置で政令第23条第1項に規定する防火対象物に設置されるものにあつては、政令第23条に規定する消防機関へ通報する火災報知設備が設置され、かつ、自動火災報知設備と連動しているものとして取り扱うこと。
- (2) 直接通報における火災通報装置で政令第23条第1項に規定する防火対象物以外の防火対象物に設置されるものにあつては、自主設置の火災通報装置が設置され、かつ、自動火災報知設備と連動しているものとして取り扱うこと。

11 既設の非常通報装置の取扱いについて

平成8年3月31日現在、条例第61条の2及び自動通報告示に基づき承認されている既設の非常通報装置の取扱いについては、次によること。

- (1) 自動通報告示第2条第1号の規定により直接通報の承認を受けている非常通報装置で政令第23条第1項に規定する防火対象物に設置されているものにあつては、政令第23条に規定する消防機関へ通報する火災報知設備が設置され、かつ、自動火災報知設備と連動しているものとして取り扱うこと。
- (2) 自動通報告示第2条第2号イの規定による通報（以下「非常通報」という。）の承認を受けている非常通報装置で政令第23条第1項に規定する防火対象物に設置されているものにあつては、政令第23条に規定する消防機関へ通報する火災報知設備が設置されているものとして取り扱うこと。
- (3) 直接通報及び非常通報における非常通報装置で政令第23条第1項に規定する防火対象物以外の防火対象物に設置されているものにあつては、自主設置の火災通報装置が設置されているものとして取り扱うこと。

12 自主設置となる火災通報装置の取扱いについて

- (1) 政令第23条の規定の適用を受けない防火対象物に火災通報装置を設置する場合であっても、法令基準に準じて設置するとともに届出を行うこと。◆
- (2) 一般住宅には設置しないこと。

別記 1

火災通報装置設置時の指導事項

- 1 火災通報装置は、火災の通報のみに使用できるものであり、救急要請又は救助要請等の通報は、電話から行うこと。
- 2 火災通報装置は、当該設備を設置した防火対象物の火災の通報のみに使用できるものであり、隣接建物の火災等の通報は、電話から行うこと。
- 3 火災通報装置が作動し、消防機関が119番通報を受信するまでに通話割込ボタンを押すことにより、119番通報を取り消すことができること。
- 4 火災通報装置が作動中に非火災であることが判明した場合は、送受話器を取り、通話割込ボタンを押し、消防機関に非火災であった旨を伝えること。
- 5 火災通報装置が作動終了後に非火災であることが判明した場合は、速やかに電話からの119番通報により消防機関に非火災であった旨を伝えること。
- 6 火災通報装置により通報した後において、当該火災に関する具体的な内容について消防機関から呼び返しがある場合があること。
- 7 火災通報装置は、IP電話回線に対応したものを除き、NTTのアナログ回線又はNTTのISDN回線（適合するターミナルアダプターを介して接続される場合に限る。）以外の電話回線に接続できないこと
- 8 火災通報装置のダイヤル方式の設定と接続電話回線のダイヤル方式（ダイヤル回線10パルス、同20パルス、プッシュ回線）が適合している必要があること。
- 9 建物の住所、名称等を変更する場合には、火災通報装置のメッセージ内容の変更が必要であること。
- 10 火災通報装置の工事（メッセージ内容の変更を含む。）を行う場合には、消防署への届出が必要なこと。
- 11 火災通報装置を廃止したときは、消防機関へ連絡すること。

別記2

火災通報装置に係る改修指導事項

- 1 火災通報装置の接続電話回線をNTTのアナログ回線又はNTTのISDN回線（適合するターミナルアダプターを介して接続される場合に限る。）に改修するかIP電話回線に対応した火災通報装置に変更すること。
- 2 火災通報装置の接続電話回線等が改修されるまで、火災通報装置は常用電源及び非常電源を遮断する等の措置を講じ、作動させないこと。
- 3 火災通報装置の改修工事が終了するまでの間に119番通報を行う必要が生じた場合は、一般電話を使用して通報すること。
なお、電話付近には、当該電話の操作方法（電話交換機収容等による0発信が必要な場合の操作方法）及び通報内容（火災である旨、所在地、建物名称）を明示すること。

例「火事です。千代田区大手町一丁目3番5号、〇〇福祉施設です。」
- 4 火災通報装置（IP電話回線に対応した火災通報装置を設置した場合を除く。）の接続電話回線をNTTのアナログ回線又はNTTのISDN回線に改修した後は、電話回線をIP電話又は直収電話に変更しないこと。

Ⅱ 検査要領

〔I〕 外観検査

1 常用電源

- (1) 第4章第2節第11「自動火災報知設備」、Ⅰ「検査要領」、〔I〕、1に準じたものであること。
- (2) 特定火災通報装置を設ける場合は、(1)によるほか次によること。
 - ア 分電盤から特定火災通報装置までの配線に開閉器が設けられていないこと。
 - イ 分電盤から特定火災通報装置までの配線にコンセントを用いている場合には、特定火災通報装置の電源プラグが直接コンセントに接続され、脱落防止の措置が講じられているとともに、コンセント部分に火災通報装置用のものである旨が表示されていること。
 - ウ 分電盤の配線用遮断器には、火災通報装置用のものである旨が表示されていること。
- (3) 回線終端装置等を設ける場合は、(1)によるほか次によること。
 - ア 分電盤から回線終端装置等までの配線に開閉器が設けられていないこと。
 - イ 分電盤から回線終端装置等（UPSを介して接続する場合はUPSを含む。）までの配線にコンセントを用いている場合には、回線終端装置等の電源プラグが直接コンセントに接続され、脱落防止の措置が講じられているとともに、コンセント部分に火災通報装置用のものである旨が表示されていること。

2 配線（電源回路の配線を除く。）

端子との接続にゆるみ、破損等がないこと。

3 設置場所等

- (1) 管理室等常時人のいる場所に設けてあること。
- (2) 自動火災報知設備の受信機又は副受信機と同一の室に設けてあること。◆

4 電話回線との接続

- (1) 電話回線との接続は、プラグジャック方式又はアダプタ式ジャック方式であること。
- (2) 火災通報装置のダイヤル方式の選択が、接続電話回線と同一であること。
- (3) I S D N回線との接続
 - ア T A等の常用電源
 - (ア) 蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。
なお、火災通報装置の常用電源と併用しても支障ない。
 - (イ) 電源部分には、火災通報装置用 T A の電源である旨の表示が付されていること。
 - イ 設置方法等
 - (ア) T A等は、火災通報装置と同一の室に設置されていること。
 - (イ) T A等は、火災通報装置メーカーが指定したもので、着工届に添付された仕様書のものであること。
 - (ウ) T A等に火災通報装置が接続されている旨の表示がなされ、かつ、デジタル端末機器の送信情報量が64kbpsに設定され、その旨の表示がなされていること。
 - (エ) 火災通報装置、T A、他の端末機器の接続が、適正であること。
 - (オ) 地震動等による転倒防止措置が講じられていること。◆
- (4) I P 電話回線等との接続
 - ア 新型火災通報装置又は特定火災通報装置が設置されていること。
 - イ 119 番通報が可能な電話回線に接続されていること。

〔Ⅱ〕性能検査

1 火災通報装置試験装置

火災通報装置の性能検査は、最終試験通報を除き、火災通報装置用試験装置を用いて行うこと。

なお、試験装置は、火災通報装置の設置に係る指導・留意事項について（平成8年8月19日消防予第164号消防庁予防課長通知）に示される火災通報装置用試験装置の基準に適合するものを使用すること。

2 起動装置試験

- (1) 試験方法
 - ア 火災通報装置を試験装置に接続する。I S D N回線に接続するものは、T A等を介して接続する。I P 電話回線等に接続するものは、回線終端装置等を介して接続する。
 - イ 起動用押しボタン等を操作し、起動信号の送出を確認する。
- (2) 合否の判定
 - ア 起動信号の送出が確実であること。
 - イ 火災通報装置が作動したことを可視表示又は可聴音で確認できること。

3 移報用装置等試験

本試験は、移報用装置等を用いて自動火災報知設備と火災通報装置を接続している場合に実施する。

- (1) 試験方法
 - 受信機から移報用装置等までの配線及び火災通報装置から移報用装置等までの配線と大地間との絶縁抵抗を直流250Vの絶縁抵抗計により測定する。
- (2) 合否の判定
 - 絶縁抵抗計で計った値が、0.1MΩ以上であること。

4 強制切替え試験

本試験は、火災通報装置を接続させる電話回線に、他の電話等が接続される場合に実施する。

(1) 試験方法

ア 火災通報装置から分岐された他の電話を試験装置により話中状態にする。I S D N回線に接続する場合は、火災通報優先接続型T Aに接続された火災通報装置以外の端末機器を使用状態にする。I P 電話回線等に接続する場合は、回線終端装置等に接続された火災通報装置以外の端末機器を使用状態にする。

イ 火災通報装置を手動起動装置又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させる。

(2) 合否の判定

話中又は使用中の端末機器を強制的に切断して火災通報装置が優先的に接続されること。

5 自動呼出し試験

(1) 不応答時の呼出し試験

ア 試験方法

火災通報装置を手動起動装置又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させ、試験装置を呼び出したままとする。

イ 合否の判定

継続して呼び出すこと。

(2) 話中時の呼び出し試験

ア 試験方法

(ア) 試験装置の電話回線を話中状態にする。

(イ) 火災通報装置を手動起動装置又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させ、自動的に再呼出しすることを確認する。

イ 合否の判定

自動的に再呼出しすること。

6 通報頭出し試験

(1) 試験方法

ア 火災通報装置を手動起動装置又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させ、試験装置の送受話器で応答する。

イ 通報開始の状況を確認する。

(2) 合否の判定

通報が常に冒頭から始まること。

7 通報機能試験

(1) 試験方法

火災通報装置を手動起動装置又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させ、試験装置の送受話器により通報状況を聴取する。

(2) 合否の判定

ア 一区切りの蓄積音声情報は、30 秒以下であり、防火対象物に応じて聞き取れる速さの記録容量を確保していること。

イ 通報は、モニターされ、発信者側で確実に聞き取れること。

ウ 受信者側で受信及び通話を完了し、電話回線の開放操作をした後は、再通報されないこと。

8 手動起動装置優先機能試験

本試験は、自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限り実施する。

- (1) 試験方法
連動起動機能により起動させ、蓄積音声情報を送出している間に手動起動装置を操作する。
- (2) 合否の判定
手動起動装置を操作後、直ちに又は連動起動機能による一区切りの蓄積音声情報を送出した後、手動起動装置の操作による蓄積音声情報が送出できること。

9 通話試験

- (1) 呼返し通話試験
 - ア 試験方法
 - (ア) 火災通報装置を手動起動装置又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させ、蓄積音声情報を通報させる。
 - (イ) 一区切りの蓄積音声情報の終了後の10秒間（平成28年消防庁告示第6号（火災通報装置の一部を改正する件）附則第2項の規定によりその技術上の基準についてなお従前の例によることとされた火災通報装置にあつては、5秒間）の間に試験装置から呼返し信号を送出する。
 - イ 合否の判定
呼返し信号により、発信者側の非常用送受話器が呼び出され、試験装置の送受話器と通話ができること。
- (2) 割込み通話機能
 - ア 試験方法
 - (ア) 火災通報装置を手動起動装置又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させ、蓄積音声情報を通報させる。
 - (イ) 蓄積音声情報通報中に、通話割込み操作を行う。
 - イ 合否の判定
割込み操作により通報が停止され、試験装置の送受話器と発信者側の非常用送受話器間で通話ができること。
- (3) 特定火災通報装置は、次によること。
 - ア 試験装置からの通話試験
 - (ア) 試験方法
 - a 特定火災通報装置を手動起動装置又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させ、蓄積音声情報を通報させる。
 - b 蓄積音声情報を送信した後、自動的にハンズフリー通話状態に移行すること及び通話状況を確認する。
 - (イ) 合否の判定
ハンズフリー通話状態に自動的に移行し、試験装置の消防機関側の電話機との間でハンズフリー通話機能による相互通話ができること。
 - イ 割込み通話機能
 - (ア) 試験方法
 - a 特定火災通報装置を手動起動装置又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させ、蓄積音声情報を通報させる。
 - b 蓄積音声情報通報中に通話割込み操作を行う。
 - (イ) 合否の判定
割込み操作により蓄積音声情報の通報が停止され、試験装置の消防機関側の電話機とのハンズフリー通話機能による相互通話ができること。

10 移報停止試験

本試験は、移報用装置等を用いて自動火災報知設備と火災通報装置を接続している場合に実施する。

- (1) 試験方法
移報用装置等の移報停止スイッチ又は連動停止スイッチを停止側に操作した後、自動火災報知設備を作動させる。
- (2) 合否の判定
受信機からの火災信号が、火災通報装置に移報されないこと。

11 予備電源試験

(1) 試験方法

- ア 火災通報装置 T A 等及び回線終端装置等の常用電源をそれぞれ遮断した時に、自動的に予備電源に切り替わり、常用電源を復旧させた時に、自動的に常用電源に切り替わるかどうか確認する。
- イ 火災通報装置、T A 等及び回線終端装置等の予備電源の端子電圧がそれぞれ所定の電圧以上であるかどうか確認する。
- ウ 火災通報装置、T A 等を及び回線終端装置等をそれぞれ予備電源に切り替えた状態で手動起動装置又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させ、前 2 から 10 までの試験を実施する。

(2) 合否の判定

- ア 切り替え機能が確実であること。
- イ 予備電源の端子電圧が所定の電圧以上であること。
- ウ 予備電源で正常に動作すること。

12 最終試験通報

試験通報の実施時には、別記 3 「試験通報実施時の留意事項」に示す内容に留意すること。

(1) 試験方法

- ア 火災通報装置、T A 等又は回線終端装置等を電話回線に接続し、他の端末機器を使用した状態で手動起動装置及び連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）により起動させ、通報状況を確認する。
- イ 消防側から呼返し信号を送出し、通話状況を確認する。
特定火災通報装置の場合、蓄積音声情報を送出後自動的にハンズフリー通話状態に移行すること及び通話状況を確認する。

(2) 合否の判定

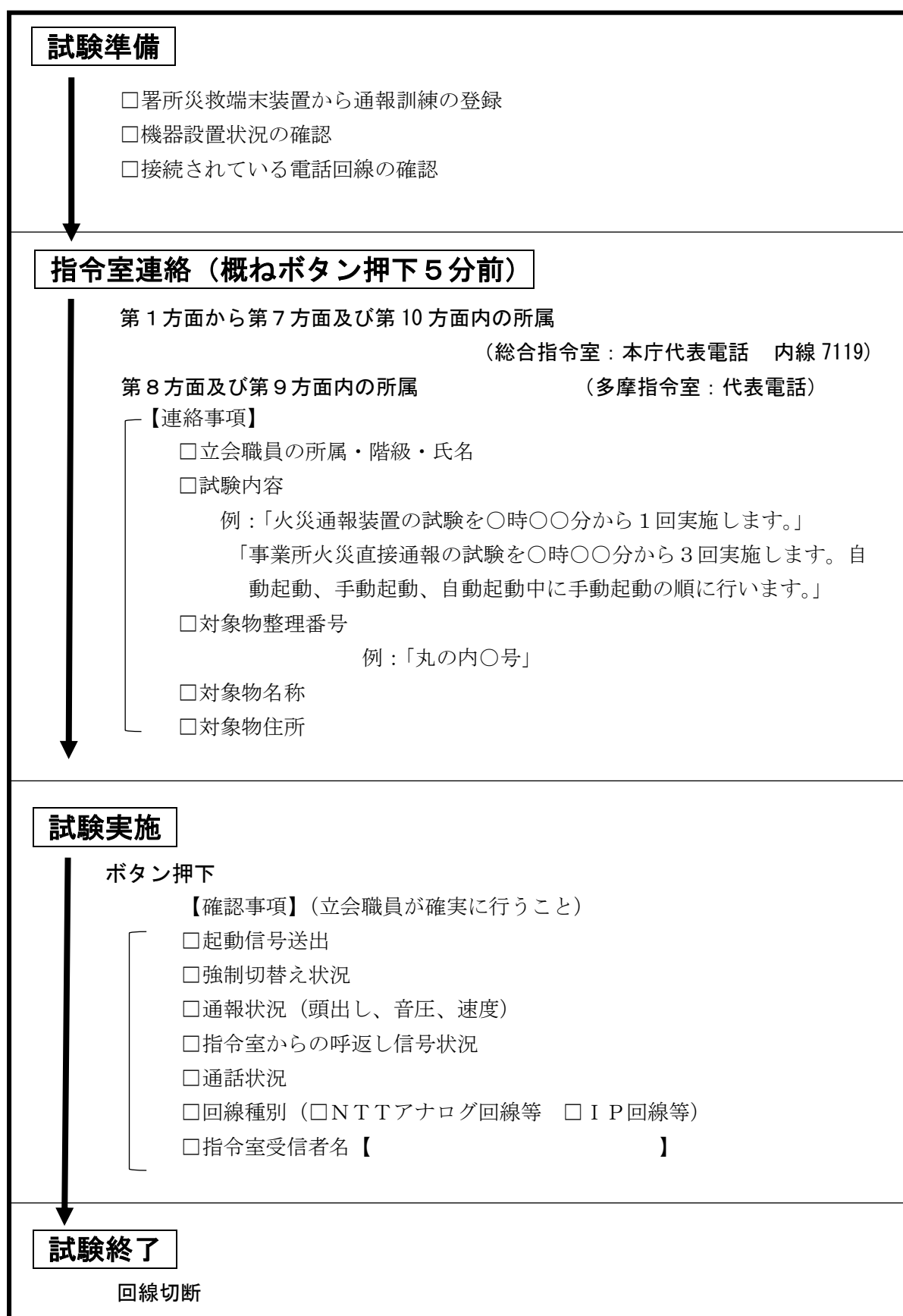
- ア 蓄積音声情報の内容は、当該防火対象物に適合したものであり、音圧、速度が容易に聞き取れるものであること。
- イ 通報頭出し機能、通報継続機能及び通話状況等一連の動作が正常であり消防側が回線を開放した後は、再通報しないこと。

別記3

試験通報実施時の留意事項

- 1 所属職員が立ち会うこと。
- 2 事前に署所災救端末装置から通報訓練の登録を行うこと。
- 3 通報試験を行う概ね5分前には、第1から第7方面及び第10方面内の各所属は総合指令室（本庁代表電話、内線7119）に、第8及び第9方面内の各所属は多摩指令室（代表電話）に、電話で連絡し、以下の(1)から(5)について申告すること。
なお、災害状況等により、通報試験による機能確認を一時中止する時があるので、電話連絡時に必ず確認すること。
 - (1) 立会職員の所属、階級、氏名
 - (2) 試験内容 例：「火災通報装置の試験を〇時〇〇分から1回実施します。」
「事業所火災直接通報の試験を〇時〇〇分から3回実施します。自動起動、手動起動、自動起動中に手動起動の順に行います。」
 - (3) 対象物整理番号 例：「丸の内〇〇号」
 - (4) 対象物名称
 - (5) 対象物住所
- 4 通報試験後、立会職員が通報接続状態、指令室から呼び返し時の着信状態、指令室側で着信した回線（NTTアナログ回線等かIP回線等か）及び指令室での受信者名について確認すること。
- 5 平成18年にNTT東日本が119番通報の保留呼返し信号を、CR（連続）信号からIR（断続）信号に変更したことに伴い、火災通報装置が電話回線を開放している5秒間に指令室からの呼返し信号を受信できない場合があります。
試験通報を実施する際、1回目の回線開放時に呼返し信号を受信できず通報が停止しない場合でも、2回目以降の回線開放時に呼返し信号を受信し通報が停止すれば機器の故障ではないので1回目で異常があるとして試験を中断しないこと。

フローチャート



※ ☐ はチェック欄、【 】 内には指令室受信者の氏名を記入